

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 9月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県水道局管理規程第1号

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程

香川県水道局財務規程（昭和43年企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証券の支払拒絶等)</p> <p>第24条 出納取扱金融機関及び企業出納員は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手等（<u>小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして別に定めるものをいう。</u>）の支払が確実でないとき、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>2 出納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券又は企業出納員から払込みを受けた証券をその権利の行使のため定められた期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消し、その旨を企業出納員に通知するとともに、納入義務者から納付された証券にあつては、納入義務者に対して証券還付通知書（第19号様式）により通知するものとし、企業出納員から払込みを受けた証券にあつては、当該証券を企業出納員に返付し、その受領書（第20号様式）を徴するものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(預金残高の通知等)</p> <p>第98条 略</p> <p>2 総括店は、<u>管理者から預金残高日報（第46号様式）の作成を求められた場合は、直ちに作成し、管理者に提出しなければならない。</u></p>	<p>(証券の支払拒絶等)</p> <p>第24条 出納取扱金融機関及び企業出納員は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないとき、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>2 出納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券又は企業出納員から払込みを受けた証券を<u>支払の呈示期間又は有効期間内に呈示し、</u>支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消し、その旨を企業出納員に通知するとともに、納入義務者から納付された証券にあつては、納入義務者に対して証券還付通知書（第19号様式）により通知するものとし、企業出納員から払込みを受けた証券にあつては、当該証券を企業出納員に返付し、その受領書（第20号様式）を徴するものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(預金残高の通知等)</p> <p>第98条 略</p> <p>2 総括店は、<u>前項の通知を受けた場合は、直ちに、預金残高日報（第46号様式）を作成し、管理者に提出しなければならない。</u></p>

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。